

県警からのお願い

各事業所等のみなさまへ!!

次の場合は「安全運転管理者」
を選任しなければなりません



安全運転管理者の選任義務

自動車の使用者は、安全運転に必要な業務を行わせるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者を選任しなければなりません。

※安全運転管理者を選任しなかった場合は、5万円以下の罰金となります。
【道路交通法第74条の3第1項】

安全運転管理者等を選任しなければならない事業所

◎ 乗車定員が11人以上の自動車(マイクロバス等)を1台以上使用している場合

◎ 自動車を5台以上使用している場合

※二輪車は1台を0.5台と計算
(50cc以下の原動機付自転車を除く)

◎ 自動車運転代行業者の特例

自動車運転代行業を営む者は上記の基準にかかわらず全ての事業所において安全運転管理者を選任しなければなりません。



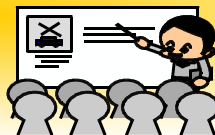
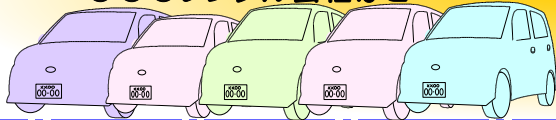
次の場合は、安全運転管理者等を選任する必要はありません。

- 運行管理者を選任している事業所
- リース業者や、レンタル業者等のように、車両貸出を業としている事業所

・○○○レンタル会社など

・○○バス株式会社
運行管理者 ○○ ○○

など



■ 安全運転管理者等の選任に関する内容及び届出手続きは、県警ホームページ「安全運転管理者制度及び届出について」からご覧いただくことができます。

■ 安全運転管理者協会に関することは、一般社団法人宮城県安全運転管理者協会ホームページからご覧ください。

宮城県警察

安全運転管理者等の資格要件はこちらです

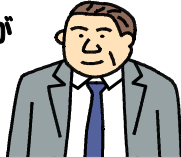
◎ 年齢

20歳以上の人

(副安管が置かれる場合は30歳以上)

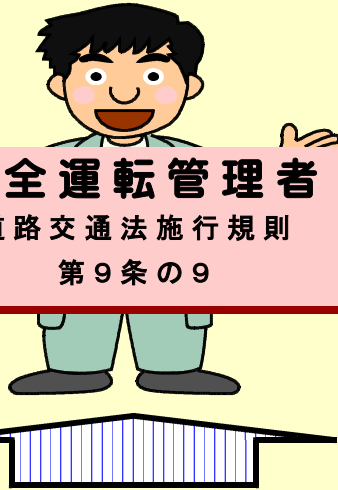
◎ 管理経験等

運転管理経験が2年以上の人



安全運転管理者

道路交通法施行規則
第9条の9



◎ 必要な権限を

有する人

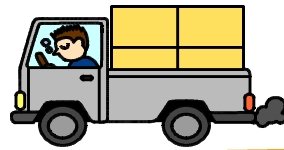
安全運転管理のために、必要な権限が与えられている人(課長職等)

【道交法第74条の3第7項】



違反・事故の前歴がないこと

- 過去2年以内に公安委員会の安全運転管理者等の解任命令を受けたことのない人
- 過去2年以内に次の違反行為をしたことのない人
 - ・ ひき逃げ、酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、無免許運転、妨害運転
 - ・ 飲酒運転(酒酔い及び酒気帯び運転)に関し車両等を提供する行為、酒類を提供する行為及び依頼・要求して同乗する行為
 - ・ 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許・無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転、放置駐車違反の下命・容認
 - ・ 自動車の使用制限命令違反



副安全運転管理者の選任義務

自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、副安全運転管理者を選任しなければなりません。

※副安全運転管理者を選任しなかった場合は、5万円以下の罰金となります。

【道路交通法第74条の3第4項】

◎ 年齢

20歳以上の人



◎ 管理経験等

運転管理経験が1年以上か、運転経験が3年以上の人

副安全運転管理者

道路交通法施行規則
第9条の9



※副管理者の選任を必要とする自動車台数と副管理者の人数

20台につき1名の選任が必要となる。

台数	選任数
1～19台	不要
20～39	1人
40～59	2人
60～79	3人
⋮	⋮
⋮	⋮

◎ 係長又は相当職以上にある人が望ましい。

※ 運転管理とは、車両(物)だけでなく、運転者(人)も管理することをいいます。

安全運転管理者等の選任手続きのお届けは、事業所を管轄する警察署へ!!